

## 次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

クレハ合繊従業員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

期間:令和8年4月1日～令和12年3月31日までの4年間

内容: 次世代育成支援対策推進法

目標 男性社員の育児休業取得促進



|          |   |
|----------|---|
| 令和8年4月～  | 男性社員向け育児休暇(出生後6週間の子を養育する従業員に、制度の周知を行う。<br>(年次有給休暇、慶弔休暇とは別に、育児休暇を5日付与する) |
| 令和8年4月～  | 子の出生にあたり男性社員および所属長に対し、男性社員向け育児休暇取得の勧奨を行う。                               |
| 令和8年4月～  | 男性社員の育児休業取得状況を確認<br>(他社企業の取り組みの情報収集)                                    |
| 令和8年10月～ | 男性社員に対しアンケート調査を行う。  |
| 令和9年1月～  | 調査結果をもとに施策検討  |
| 令和9年4月～  | 施策実施予定  |

内容: 女性活躍推進法

目標 女性社員をはじめとした全社員の有給休暇取得の促進を行い、取得率80%を目標とする。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 令和8年4月～ | 有給休暇取得状況の把握。              |
| 令和8年9月～ | 社員に対し有給休暇取得に関するアンケート調査を実施 |
| 令和9年1月～ | 調査結果をもとに施策検討              |
| 令和9年4月～ | 施策実施予定                    |



お問い合わせやご相談は、総務・人事グループ 山口・竹原 までお気軽にご連絡ください。